

富士見市下水道指定工事店の変更手続きについて（変更）

下記(1)～(6)のいずれかに該当するときは、下水道指定工事店異動届の提出が必要です。

- (1)組織を変更したとき
- (2)代表者に異動があったとき
- (3)商号を変更したとき
- (4)営業所又は店舗を移転又は譲渡したとき
- (5)専属する責任技術者に異動または変更があったとき
- (6)住所の表示又は電話番号に変更があったとき

1. 申請書・添付書類関係

- 下水道指定工事店異動届（様式第7号）
- 異動事項により必要な添付書類

2. 手数料関係

下水道指定工事店証書替え手数料（1件につき） 5,000円

（手数料は下水道指定工事店異動届提出時に納付していただきます。銀行の営業時間の関係で午後3時までに来庁してください。）

*住民票の写しは、申請日前の6ヶ月以内に発行されたもの。

申請者の履歴書には、写真（申請日前6ヶ月以内に無帽で写したもの）を添付すること。

<問合せ先>

富士見市建設部下水道課排水設備担当

電話 049-257-8922

FAX 049-251-2726

下水道指定工事店異動届

令和 年 月 日

(宛先) 富士見市長

指定番号 第 号

指定工事店(商号)

代表者氏名

下記のとおり、指定事項に異動がありましたので、富士見市下水道指定工事店規則第12条第2項の規定により届け出します。

記

異動事項	新	旧
ふりがな 商号(組織)		
添付書類	申請者(法人の場合は代表者)の住民票の写し及び履歴書、誓約書(様式第1号の2)、商業登記簿謄本及び定款の写し(法人の場合に限る。)、営業所又は店舗の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第1号の3)、専属責任技術者名簿(様式第2号)、工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類並びに指定工事店証	
ふりがな 氏名(代表者)		
添付書類	申請者(法人の場合は代表者)の住民票の写し及び履歴書、誓約書(様式第1号の2)、商業登記簿謄本及び定款の写し(法人の場合に限る。)並びに指定工事店証	
責任技術者の変更		
添付書類	専属者の責任技術者証	
住所の表示変更		
添付書類	住民票の写し又は住居表示変更通知書(商業登記簿謄本でも可)及び指定工事店証	
電話番号		
添付書類	なし	
営業所移転		
添付書類	商業登記簿謄本(法人の場合に限る。)、営業所又は店舗の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第1号の3)、指定工事店証及び固定資産物件証明書(建物登記簿謄本でも可)又は賃貸借契約書の写し	
営業所(仮)移転		
添付書類	営業所又は店舗の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第1号の3)及び固定資産物件証明書(建物登記簿謄本でも可)又は賃貸借契約書の写し	